

裁判の迅速化に係る検証に関する検討会(第1回)開催結果概要

1. 日時

平成15年12月22日(月)午後1時30分から午後3時40分まで

2. 場所

最高裁判所中会議室

3. 出席者

(委員, 敬称略・五十音順)

飯田喜信, 井堀利宏, 酒巻匡, 仙田満, 高橋宏志, 中尾正信, 長戸雅子,
前田裕司, 山本信一, 綿引万里子

(事務総局)

竹崎博允事務総長, 中山隆夫総務局長, 小池裕審議官, 中村慎総務局第一課長,
菅野雅之民事局第一課長, 今崎幸彦刑事局第一課長, 小林宏司行政局参事官,
岡健太郎家庭局第一課長

4. 進行

1. 事務総長あいさつ

検討会の開催に当たり, 竹崎事務総長からあいさつがされた。

2. 検討会の開催経緯説明

小池審議官から, 裁判の迅速化に関する法律の制定に至る経緯・内容, 検証の趣旨, 検討会の趣旨等について説明がされた。

3. 座長選出及び就任あいさつ

委員の互選により, 高橋委員が座長に選出され, 座長から就任あいさつがされた。

4. 会議の進め方について

検討会の議事の公開については, 次のとおり定められた。

- 検討会の議事は, 当面, 非公開とし, 検討会の具体的な作業内容を踏まえつつ, 後日, 議論することとする。
なお, 法務省, 日本弁護士連合会から各1名の傍聴を認める。
- 開催結果の概要は, 逐語録ではなく, 発言要旨を頭名で記載したものを作成し, 確定に当たっては, あらかじめ各委員の意見を聴取する。
最高裁判所ホームページに掲載してこれを公開する。

5. 意見交換

小池審議官から, 資料1ないし12に基づき, 事件の動向, 事件処理状況の概要について説明がされた。

(仙田委員)

資料10 - 1の「訴えの目的」欄の中で, 建築関係訴訟や医事関係訴訟は, どこに含まれるのか。

(菅野民事局第一課長)

建築上の不備、不具合などについて損害賠償を請求する事件については、「その他の損害賠償」に含まれる。また、建築の不備があるという主張は、請負代金の支払を求めて、業者の方から訴訟が起こされ、それに対する反論としてなされる場合も多く、このような場合には、「金銭のその他」欄に該当することとなる。また、診療行為に何らかの問題があって損害賠償を求めるという場合は、「その他の損害賠償」に含まれることとなる。

(井堀委員)

資料5の「裁判所の平均審理期間の推移」を見ると、「地裁」の「民事」の「破産」については、ドラスティックに減っているが、これはどういう理由からか。

(菅野民事局第一課長)

資料2のとおり、事件数は非常に増加しているにもかかわらず、御指摘のとおり、審理期間が減少している。一つには、個人の多重債務処理型事件が激増したこともあり、国民のニーズに応えるよう、裁判所側もできるだけ破産事件に重点を置き、事件の規模に見合った合理的な審理を行う努力をした結果によるものと思う。昨今、特に、できるだけ速やかに多重債務からの解放を図るといったニーズも高まっているところである。

もう一つは、事件が少ないときには、できるだけ多くの事件について破産管財人を選任して、慎重に時間をかけて申立人債務者の財産を換価して、少しでも多くの金額を集めて、それを債権者に配分するというところで進めていたところがある。これも、経済情勢の流れに照らすと、時間をかけて財産を換価しているのでは、むしろ不動産の価値がどんどん低下してしまい、結局最終的な満足が得られにくくなるといった事情、債権者にとって、むしろ少額であってもできるだけ早く換価して、それを速やかに配当という形で分けてほしいという要求が多くなってきているといった事情から、慎重に財産を換価して手続を行うという件数の割合が大分減ってきていることも、審理期間の減少に結びついているのではないかと思われる。

(井堀委員)

特に制度面で大きな変更があったということではないのか。

(菅野民事局第一課長)

破産手続については、法律の改正が法制審議会で審議され、現在法案準備中と聞いているところであり、これまでの間にドラスティックな改正がされたということではない。

(酒巻委員)

迅速化法2条1項は、第一審の訴訟手続を2年以内のできるだけ短い期間に終局させると定めているが、そもそもこの2年という数字はどのような理由で定められたのかがよく分からない。企業や行政の活動が2年という数値目標を設

定した上で何かを行うということと、司法制度や個々の裁判とはその性質を異にしている。特に刑事手続は、監獄に入れられるかもしれない、死刑になるかもしれないという被告人の運命がかかっているようなところがあるところからしても、2年という数字の根拠を確認したい。

(小池審議官)

司法制度改革審議会において充実・迅速化という問題が議論されたときには、「2年」という目標ではなくて、長期化している事件の審理期間を、工夫して「半減」することを目指すこととされ、その後、推進本部での検討の中で顧問会議でも議論になり、2年という具体的数値を掲げた方がインパクトがあるのではないかということから、一つの目標として示されたものと思われる。

(酒巻委員)

マスコミ等で大きく取り上げられ、社会・国民の耳目を集める刑事事件の中には、取り上げられるだけの理由があり、また、その一部に長くなっているものがある。これがどうしても目立つのであるが、刑事事件一般についてみると最近はどうしても短くなってきており、大半の事件は2年よりはるかに早く終わっていると承知している。

(前田委員)

全く同感である。刑事裁判で2年を超えるというのは0.3%と非常に少ない。私は、刑事も民事もあらゆる事件を担当しているが、速くやってほしいという要請は民事の依頼者に圧倒的に強い。刑事事件では、もちろん速く審理させて早く終わりたいというのも一般的にはあるが、争っている事件で速くやってほしいというのは余りない。2年という数字がひとり歩きすると、拙速につながるのではないかと懸念する。迅速化法の趣旨は、やはり充実した審理をできるだけ速く行うということだと思う。

(飯田委員)

私が任官した昭和51年当時から、刑事の司法統計では2年を超える事件を長期未済事件としてとらえていた。資料7-2にあるとおり、昭和54年の2年を超える事件の割合は2.8%も占めており、今とは全然状況が違い、多かったのである。その後、弁護士会、検察庁及び裁判所が話し合う協議会などで、2年以内にどんな事件でも何とか終わらせようと、そこから逆算して、審理回数についても1か月に何回やらなければいけないのか、という議論を重ねてきた。現在の0.3%という数値は、法曹三者で協力し合ったその一つの成果のあらわれであるといえる。

5年、10年を超える事件が、時々マスコミの話題に上ってしまって、刑事事件が全体として遅いという印象を与えているが、実は、マクロで見れば、昭和五十年代の後半ぐらいからは第一審の平均審理期間は3か月程度で、その後は横ばいという状態が続いている。おそらく、今の制度を前提にすると、これ以上短

くはできないだろうというものを、大体昭和五十年代の中ごろに達成しているというのが実情である。

したがって、刑事裁判についてはこれ以上迅速化というのは何を言うことになるのか、結果的には、病的に長くなっている事件を考えざるを得なくなるのではないかと思われる。

(前田委員)

速く審理してほしいとの要請は民事事件で強いのではないかとの意見は、必ずしもそうではない。資料7-1を見ても、年々2年を超える割合は低くなって、平成14年では93.3%は2年以内で解決しているという数字を示している。迅速化法2条には、充実した手続、公正、適正な手続、あるいはそれを支える制度や体制の整備について書かれているけれども、結局、いわゆる迅速・充実・公正・適正というのは、裁判の本質的な部分であるから、これらを切り離すことはできないし、そういうあるべき裁判を実現するためには、やはりそれを支える制度とか、あるいは体制の整備が不可欠である。したがって、迅速化法2条の定義は非常に重要である。

また、ここに書かれていない要素として、民事事件の場合には当事者の納得というのが非常に大きな要素である。納得した解決というのは、本当の意味での紛争の終局時点になる。そういう裁判の本質、実態を見ないで、単に迅速だけを検証していくと、裁判の本質、実態を見失うのではないか。

(小池審議官)

刑事の否認事件については、平均審理期間が9.4か月、審理の間隔は大体1.2か月という状況が何十年も続いている。例えば、裁判員制度が導入されたときに、1.2か月に1回ずつ9か月やるということが、国民の言う迅速化に合致するのかという問題はある。民事についても、法廷に出てくるのは非常に心理的ストレスがあり、事前に準備しておいて集中的に人証調べを行うといった、迅速という概念、フィロソフィー自体も問われているのではないか。

(飯田委員)

特に、否認事件に関してはその割合は非常に少ないが、それでも順調に行っている自白事件の審理と比べるとどうしても長いという感覚を現場では持っている。したがって、工夫によって短くできることや、きちんとした分析を行うことによって対応できることも、まだあるのだと思う。また、否認や自白とは違う、事件類型から来る問題もある。例えば、租税事件とともに一般事件も審理していると、一般事件はずっと流れて進行するが、租税事件は何かもたついてしまうと感じている。民事についても、事件の類型によっては同様の問題が出てくる面はあると思われる。

(仙田委員)

建築の設計瑕疵や施工瑕疵に関する訴訟は年々増えており、そういう紛争に巻き込まれる、いわゆる設計者、施工者が非常に多い。そこで、建築学会としても、平成11年からは、法曹界と協議して、鑑定の支援を一本化するという事になった。これは、とにかく今まで大体3年ぐらいかかっていたのを1年以下にしてほしい、紛争に巻き込まれる、訴えられることにより精神的なエネルギーを使うということ自体が、産業界全体としても非常に問題であることから、協力することになったものである。これにより、審理期間は大分短くなったのではないかと考えているが、今の段階では、具体的にはどのくらい短くなっているのか。

(菅野民事局第一課長)

建築関係訴訟の平均審理期間についてはかなり短くなってきていると思うが、統計の取り方が難しいところがあり、全国ベースでは1年程度の数字しか取れていないので、具体的な数値をお伝えすることは難しい。

(仙田委員)

裁判所の統計の取り方については、例えば「その他の損害賠償」の中で、医事、建築、知的財産権との分類、鑑定を要するものと鑑定を要しないものとの分類とか、もう少し検討しやすい類型化にすることをお願いしたい。

(綿引委員)

刑事の問題と民事の問題の検討に当たっては、視点が異なる部分が相当あるだろうと思うし、こういう分析の仕方をすべきはないかという議論をするときでも大分違う部分があると思われる。その辺りをどう仕分けをしていくかについて、この検討会の早い段階で議論することが大切ではないかと思う。

(長戸委員)

民事、刑事の視点は確かに違うと思う。刑事で2年を超える事件は0.3%とその数は非常に少ないが、司法記者として、この0.3%の事件ばかり取材していたことを実感した。

刑事裁判は、拙速にならないように、充実し、かつ公正であるべきだと思うが、その一方ではやはり、我々が取材する、国民が非常に興味を持っておられる刑事裁判というのは、非常に時間がかかるものが多い。極端な例で言えば、関係者が亡くなってしまったとか、事件が風化したところに最終判断が下されるといったことがあると、やはり、司法というのは何なのだろうということも感じる。被害者の視点という意味でも、拙速にならない迅速、充実化というのは、刑事裁判の場合にも求められるものではないかと思う。また、ドイツの参審制度を傍聴する機会があったが、職権主義と当事者主義の違いから一概に比較はできないものの、審理は非常に速く、重罪事件でも1週間で大体すべて終わった。これがいまいいかどうかはともかく、裁判員制度が導入された場合には、少なくとも素人

が参加するという点からは、この程度で終わるとするのは参加しやすい要素の一つにはなるのではないか。

(酒巻委員)

当事者が納得しないと、上訴して最高裁まで審理したりするので長くかかっているという側面はある。裁判全体が長いと国民が思うのは、結局最後まで決着がつかないからではないか。とりあえず、この検討会においては、第一審のことを協議することになるのか。

(小池審議官)

迅速化法は、第一審の訴訟手続に限定していないので、10年という検証期間をどのように使うか、どういうアクセントをつけるかについても、後にご議論いただきたい。

(酒巻委員)

仮に裁判員制度がうまく導入できれば、重大な、特にマスコミあるいは国民の注目を集めるような重大事件については、まず間違いなく連日的開廷ということになる。そうすると、今争っている否認事件はほとんど毎日朝から晩まで連日的に行われるということになるから、多分、ドイツ、アメリカ、イギリスなどと比べても、開廷時間・公判手続自体はそれなりに充実してかなり短くなるのではないかと思う。ただ、そのためには、どの国でも相当長い時間をかけて準備をしているので、この準備期間を足すと、もちろん裁判手続の部分が集中化される面はあるが、それなりに時間はかかるだろうと思っている。

(前田委員)

第一審の審理期間が検証の対象になると思うが、審理が充実しているかどうか、つまり、当事者の納得があるかどうかとなると、控訴後の最終的な審理のトータルの長さがどうか問題となる。そうすると、第一審以外も対象になるので、控訴審のデータを含めて検証すべきである。

(飯田委員)

刑事の場合、控訴率は1割少し、上告率は大体3割から4割程度である。したがって、事件は少なくなる一方、争いのある事件は増える関係にある。10年という長いスパンを考えると、当初は第一審を中心にした方がよいと思う。

(前田委員)

争わない事件でも、納得の得られなかった審理を理由に控訴することがある。また、控訴するまではしないけれども、自分の言いたいことが十分言えなかったということも結構ある。こういうことを踏まえると、本人の立場から見た審理の充実とは何かという観点からの検証ができればよいと思う。

(井堀委員)

この検討会の果たすべき役割の一つは、平均審理期間が短くなった要因の分析を行い、効果の生じている点、重要な点を抽出することにある。もう一つには、

平均審理期間を更に短くして2年の数値目標を達成するためにどのような政策提言を出すかということである。前者について、一つは、効いている変数を幾つか入れることにより、いろいろな事件を見ていくことが可能となり、時系列的にも、どういう審理について何が効いているかは見えてくると思う。もう一つは、日本と他の先進国との違いについては、国が異なることによる効果が裁判制度の違いなどを反映するものであれば、先進国も含めて、平均審理期間の違いを説明し得る要素を抽出する。このような作業を経れば、どういうことが効いているのかという点が判明すると思われる。

また、そもそも政策目標として平均審理期間を短くするのがいいのかどうかという点も気になっている。もちろん、ほかの条件が一緒であれば、争い事は短い方がいろいろな意味でいいのであるが、裁判自体が解決の期間は短くても、コストが非常にかかる場合には、これに乗らない形で処理することも当然あり得るわけであり、全体的な紛争自体が本当は公正で迅速にどう解決されるのかというの、必ずしも裁判手続に乗ったデータが短くなるということだけで判断できるのかどうかと感じている。潜在的な紛争解決手段は裁判以外にもいろいろあるという実情からすると裁判手続に乗らない形での処理の仕方も含めて議論しないと、特に民事の場合は判断しにくいところもあるのではないかと。

(前田委員)

私の経験では、地方の支部の中には裁判官が常駐していない支部があり、本庁からてん補に来る裁判官の開廷日が限られているため、期日がなかなか入らず、民事事件の口頭弁論期日で2か月ごと、人証調べになると4～5か月先になり、事件も2年以上かかった例がある。裁判官は、事件数が少ないので常駐していないのかもしれないが、地域の住民から見ると、裁判所に裁判官がいないということから、紛争が訴訟として顕在化しないため事件が少ないという要因があるかもしれない。また何よりも、裁判官がいない体制であると、充実した審理が阻害されていることになる。長期化対策は、運用上の改善だけではやはり限界がある。人的体制の拡充などの改革も併せて行わないと解決しないのではないかと。

(小池審議官)

このことは、法的紛争がどう解決されているのかという問題につながると思う。いきなり裁判所に駆け込む人はそう多くないので、身近に司法書士、弁護士等の法律家がいるか、例えば、非常駐庁支部で、弁護士が五、六人いる庁は、そう多くないと思われるが、このようなことを総体で考えていく必要がある。また、刑事事件は非常に審理期間が短縮化されているが、二、三十年前の否認事件の割合は現在よりも高く、十数%あったのではないかとと思う。今は九十何%は自白事件になっている。そうすると、刑事手続の大半は自白事件が占めている点について、社会全体の刑事司法の意味合いから考えていかなければならな

い問題である。実際には、どこまでこの検討会の対象にするかという問題があるろうし、この議論の過程では様々な角度から切り込んでいただきたいと考えている。

(飯田委員)

地域性を見る際には、例えば、北海道と東京、関西と関東といった面での観点もあるのか。

(小池審議官)

国内の地域によってさほど差異はないようであるが、この点は、データをクロス分析してお示していきたい。

(中村総務局第一課長)

非常駐庁と常駐庁で民事の平均審理期間を単純に統計で比較すると、非常駐庁の平均審理期間は9.4か月で、常駐庁の8.3か月より若干長い。刑事の方は、非常駐庁が2.9か月、常駐庁が3.2か月なので、むしろ非常駐庁が短いという結果になっており、必ずしも裁判官等の態勢と審理期間は直結していない。ただ、この辺りは今後もいろいろなデータを取り、因果関係の有無を分析していく必要があると思う。

(小池審議官)

この点は、簡単な事件か、難しい事件かという事件内容の問題もあるから、一概に言えないであろう。

(高橋座長)

現在の統計資料をどうクロスさせていくか、クロス分析の仕方によって、御指摘のように急激に審理期間が短くなった破産事件の要因について、データによる説明や地域性の分析も可能となろう。ただ司法制度がどんどん変わる過程での検証となると、環境がどんどん変わってくるという問題もある。例えば、刑事では、裁判員制度の導入、民事では、司法ネット構想による、身近な法律相談の窓口の設置がある。現在のところ、裁判手続に乗らない事件ははっきりよく分かっていないが、今後は表に出てくるし、法律相談窓口の設置の影響など制度が変わることを想定した上でどう調べていくか。

また、調査の仕方の問題がある。例えば、民事事件で当事者が満足していたかどうかについては、学会でも十分に議論できていない。和解に関しては、初歩的な研究としては、和解した人に会ってデータを収集したことがあるが、弁護士に事件当事者を紹介してもらったので、バイアスがかかっているという見方もあろう。あるいは、当事者本人を調べていく場合に、我々としてはどこまで踏み込めるのか。逆に、被害者のプライバシーの問題、被害者の方たちにどうやって協力していただけるのか。最高裁から調査に来たので、協力してほしいということだけでは済まないわけで、どのように声を聞き出していくのかという問題もある。

司法統計なども、数年前から項目が少なくなって、急に薄くなったと感じている。それを復活させるかどうか、また、現在にどうつなぐのか。我々に与えられたのは10年である。しかし、最初の2年ということになれば、平成17年6月に第1回目の公表がある。このことを踏まえて、どこから入っていくか。10年全体ではどこまでできるか。関係者の協力を得ながら、制度の実際のところをどう見ていくかというのが、次回以降の宿題である。

(小池審議官)

時系列的に過去からいわば定点観測的にしているものをどうクロスしていくかという問題、本日御指摘があったようなことについて突き出してどう検討していくのかという問題がある。さらに、制度が非常に動いているときに、例えば法改正があったときにはその改正についての検証は行わなければいけないが、迅速という観点だけではなくて、様々な観点からしなければいけない。制度機能の検証、法改正の検証であれば、ある種モニター的な、いわば事例研究的な形で、同意を得た上で、事件担当の方から突っ込んだ感想を聞くというのが効果的だと思うが、迅速化というところにこのような手法を採れるのか。もちろん迅速化法の附帯決議にあるように、裁判の独立については十分注意する必要があり、個別性を持ったような形の検証方法を採った場合の影響も考えなければいけないと思う。

(高橋座長)

第1回の公表は平成17年6月となるので、そのためのデータ集めの時間を考えると、来年の平成16年の3月か4月ぐらいには、調査の依頼を行うことになるのか。

(小池審議官)

私ももとしては、4月ぐらいから、新たな調査を開始したいと考えている。この調査は現場の負担が大きいことなので、2月の初旬、遅くとも2月の中・下旬には各庁に連絡するといった手順を踏む必要がある。

(高橋座長)

刑事は病理的な事件を検証しないといけないようであるが、それはなかなか、個別事件であるので難しい。

(酒巻委員)

刑事事件の長引き方は、特に個性的だと思うので、長期化の事由として掲げられる項目について一般的な意味は持ちにくいような気もする。ただ、例えば鑑定に長く時間がかかってしまったという程度の抽象度で分析するための指標はあるのではないかと思う。

(高橋座長)

少なくともボーリングぐらいははじめてから、調査事項を絞るということであろうか。

(今崎刑事局第一課長)

刑事事件に関しては、確かに2年を超えて係属する事件は非常に少なくなっている。ただ、逆に言うと、これは長年にわたる法曹三者を含めた運用上の努力の賜物であり、飯田委員が言われたとおりである。問題は、2年超えの事件数としては少ない形であらわれているにすぎず、長期化する契機というのは常にあるように思う。とりわけ最近、刑事事件は非常に急激に増えており、いわば一杯一杯の状況にあると思われるので、検討を行うことには十分な意義があると思う。

(前田委員)

その後の日程の関係もあるけれども、日弁連、弁護士会の方から見た民事・刑事裁判の実情、あるいは、検証の在り方の問題について、検察庁の方もそうであるが、我々の認識を確認する意味も含めて、日弁連のプレゼンテーションの日程を入れていただきたい。

(前田委員)

刑事事件の長期化要因に関する一般的な指摘(参考資料A-3)は、最高裁の方でそれなりのデータやアンケート結果に基づいて記載されていると思うが、私の実務経験からすると、納得できる要因と、疑問を感じる要因がある。日弁連は独自に長期の事件についての調査等を行っており、弁護士は弁護士なりのデータや調査結果を持っているので、これらも検証の対象にしていただければありがたい。

(小池審議官)

今回は、当方から、当面の検証の在り方の方針等についてのたたき台をお示しすることとしたい。

なお、弁護士委員からの提案については、こちらで検討させていただきたい。

5. 今後の予定等について

今後の検討会は、次の日時に開催されることが確認された。

第2回 平成16年1月15日(木)午前10時から正午まで

第3回 平成16年1月28日(水)午後2時から4時まで

第4回(予備) 平成16年2月18日(水)午前10時から正午まで

(以上)